

上場会社の機関設計

1 機関

会社は法人であって、自然人と同様の意味での意思決定も法律行為も、自然人の手を借りないとなしえない。そのため、特定の自然人または会議体の行う意思決定や、自然人のする法律行為を会社の意思決定や法律行為とみなす必要がある。このような自然人や会議体のことを、機関という。

2 上場会社の機関設計

現行会社法は、さまざまな機関設計の可能性を認め、機関設計が自由化したと言われている。しかし、こと上場会社¹に限って言えば、機関設計の在り方は限られている。すなわち、株式会社はどのような会社でも最低限、株主総会（295 以下）と取締役（326 I）を設置する必要があるが、公開会社では取締役会の設置義務があり（327 I ①）、また、大会社では監査役会及び会計監査人を設置するか、委員会設置会社とならなければならない（328 I）。さらに委員会設置会社は会計監査人を設置する必要がある（327 V）。その結果、上場会社でとりうる機関設計の在り方は、次の2通りしかないといっている²。

i 株主総会 + 取締役会 + 監査役会 + 会計監査人

ii 株主総会 + 取締役会（委員会設置）+ 会計監査人

そこで、以下では上記2通りの機関設計を前提に解説する。

なお、今後上記 i を監査役会設置会社あるいは監査役会設置会社型、上記 ii を委員会設置会社あるいは委員会設置会社型として表現する。

¹ 上場会社である以上、公開会社（2⑤）かつ大会社（2⑥）を前提とする。

² なお、いずれの機関設計においても、任意会計参与を設置することは可能ではあるが、必ず会計監査人が設置される上場会社においては会計参与を設置するニーズはまずないと言ってよいであろう。したがって、会計参与については特段触れない。